

飯坂町商工会

ちゃんこ・ちゃんこ通信

第 29 号 令和元年 9 月

インバウンド向けハード整備費用 1 / 2 補助について

1. Wi-Fi 整備 (上限 25 万円)

- ・ Wi-Fi 等の無料公衆無線 LAN の整備

2. 多言語関連整備 (上限 75 万円)

- ・ 多言語表示
- ・ 多言語ホームページ開設
- ・ 海外カード決済整備
- ・ インバウンド着地型旅行商品の備品整備
- ・ その他外国人観光客受入推進環境整備事業

【対象期間】2019 年 8 月 23 日～2020 年 2 月 28 日までに事業実施し、完了するもの。

※実施日を問わず申請の受付は先着順とし、期間内であっても予算がなくなり次第終了となります。

【問合せ先】(公財) 福島県観光物産交流協会

TEL : 024-542-4024

担当 : 観光部 海外誘客推進課 小野寺

軽減税率対策補助金 (レジ補助金) 補助対象期間について

本補助金の補助対象要件となっている 2019 年 9 月 30 日までの設置 (導入・改修)、支払い期限については、以下のとおり変更となりました。

軽減税率対応レジ・券売機の導入・改修の支援

【変更前】2019 年 9 月 30 日 (月) までにレジ・券売機の設置 (導入・改修)、支払いを完了し、2019 年 12 月 16 日 (月) までに補助金を申請する。

【変更後】2019 年 9 月 30 日 (月) までにレジ・券売機の契約等の手続きを完了し、2019 年 12 月 16 日 (月) までに補助金を申請する。

請求書管理システムの導入・改修の支援 (※)

【変更前】2019 年 9 月 30 日 (月) までに請求書管理システムの導入・改修、支払いを完了し、2019 年 12 月 16 日 (月) までに補助金を申請する。

【変更後】2019 年 9 月 30 日 (月) までに請求書管理システムの契約等の手続きを完了し、2019 年 12 月 16 日 (月) までに補助金を申請する。

(※) 請求書管理システムの導入・改修のうち、ソフトウェア自己導入型 (C-2 型) (中小企業・小規模事業者自らがパッケージ型の製品・サービスを購入し導入する場合) については、従来どおり導入・改修を終え支払いを完了する日が、2019 年 1 月 1 日から 2019 年 9 月 30 日までの間であるものが補助の対象になります。

受発注システムの改修等の支援

変更なし

「女性活躍推進法」等が 改正されました

女性活躍を更に推進するとともに、誰もが安心して活躍できる就業環境を整備するため、関係法が一部改正されました。(令和元年 6 月 5 日公布)

【主な改正事項】

◆女性活躍の推進 (女性活躍推進法)

(1) 「一般事業主行動計画」の策定等義務の対象が拡大されます。

・常用労働者 301 人以上から 101 人以上の事業主に拡大

(2) 女性活躍に関する取組が特に優良な事業主に対する特例認定制度 (プラチナえるぼし (仮称)) を創設します。

◆ハラスメント対策の強化 (労働施策総合推進法ほか)

(1) パワーハラスメント防止のために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となります。

(2) セクシュアルハラスメント等の防止対策が強化されます。

詳しくは、福島労働局 HP をご参照ください。(※なお、詳細な内容については今後の審議を経て定められる予定となっております)

消費税軽減税率制度の 実施について

いよいよ、2019 年 10 月 1 日より消費税及び地方消費税の税率が 8% から 10% に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

詳しくは裏面をご覧ください。

● 軽減税率制度が実施される令和元年10月1日を含む課税期間（例：平成31年1月1日～令和元年12月31日）の税率区分

区分	適用時期	令和元年10月1日から	
		軽減税率	標準税率
消費税率	令和元年9月30日まで (以下「旧税率」という)	6.3%	7.8%
地方消費税率	1.7% (消費税額の17/63)	1.76% (消費税額の22/78)	2.2% (消費税額の22/78)
合計	8.0%	8.0%	10.0%

● 帳簿及び請求書等の記載と保存（令和元年10月1日～令和5年9月30日）

軽減税率の対象品目の売上げや仕入れ（経費）がある事業者の方は、これまでの記載事項に税率ごとの区分を追加した請求書等（区分記載請求書等）の発行や記帳などの経理（区分経理）を行う必要があります。

課税事業者の方は、仕入税額控除の適用を受けるためには、区分経理に対応した帳簿及び区分記載請求書等の保存が必要となります（区分記載請求書等保存方式）。

《請求書等保存方式と区分記載請求書等保存方式の比較》

期 間	帳簿への記載事項	請求書等への記載事項
令和元年9月30日まで 【請求書等保存方式】	① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称 ② 取引年月日 ③ 取引の内容 ④ 対価の額	① 請求書発行者の氏名又は名称 ② 取引年月日 ③ 取引の内容 ④ 対価の額 ⑤ 請求書受領者の氏名又は名称
令和元年10月1日から 令和5年9月30日まで 【区分記載請求書等保存方式】	(上記に加え) ⑤ 軽減税率対象品目である旨	(上記に加え) ⑥ 軽減税率対象品目である旨 ⑦ 税率の異なることに合計した税込金額

(注) 1 区分記載請求書等保存方式の下でも、3万円未満の少額な取引や自動販売機からの購入など請求書等の交付を受けなかったことにつきやむを得ない理由があるときは、現行どおり、必要な事項を記載した帳簿の保存のみで、仕入税額控除の要件を満たすこととなります。

2 仕入先から交付された請求書等に、「⑥軽減税率対象品目である旨」や「⑦税率の異なることに合計した税込金額」の記載がない時は、これらの項目に限って、交付を受けた事業者自らが、その取引の事実に基づき追記することができます。

● 帳簿と請求書の記載例

請 求 書

株〇〇御中

XX年11月2日

割り箸	550円
牛肉 ※	5,400円
⋮	
合計	43,600円
	(10%対象 22,000円) (8%対象 21,600円)

※は軽減税率対象品目

株△△

税率の異なることに合計した税込金額

税率(10%、8%)の異なることに合計した税込金額を記載する。

軽減税率対象品目である旨

① 軽減税率対象品目に「※」や「☆」等の記号を記載する。
② 記号が軽減税率対象品目を示すことを明らかにする。

【請求書】
これ以外に、例えば次のような方法があります。
① 同一請求書内で、商品を税率の異なることに区分し、区分した商品が軽減税率の対象であることを表示する。
② 税率の異なることに請求書を分けて発行する。

【帳簿】
税率区分欄を設け、「8%」と記載する方法や税率コードを記載する方法も認められます。

総勘定元帳（仕入れ） 株〇〇

XX年	月	日	摘要	借方	貸方
11	2		株△△ 雑貨	22,000	
11	2		株△△ 食料品 ※	21,600	
⋮	⋮		⋮	⋮	⋮

※は軽減税率対象品目